

# 仕 様 書

## 1 事業名

堺市金岡公園プール用地利活用事業

## 2 目的

施設の老朽化により営業を終了した堺市金岡公園プールについて、再整備工事に着手するまでの期間、現プール用地を利活用し、夏期の親水施設（水遊び場）の提供を中心に、年間を通じて事業を実施し、地域住民の健康増進、レクリエーションの場の提供を図るものとする。

## 3 対象施設

施設名称	堺市金岡公園プール
所在地	堺市北区長曾根町1179-18地内
敷地面積	約14,000m <sup>2</sup>
施設概要	幼児用プール、25mプール、50mプール、25m変形プール 50m変形プール、飛び込みプール、プールサイド、更衣室 事務所、倉庫、トイレ（更衣室のトイレのみ使用可能）など

## 4 利活用の条件

以下の条件は必須とする。

- ・夏期（原則として7月1日～8月31日）については、主に子育て世代向けで、100人程度が利用可能な規模の親水施設（水遊び場）の営業を行うこと。

以下の提案は不可とする。

- ・遊泳プールとして用地を使用すること。
- ・対象施設を解体する行為。（小規模な改良は除く。）
- ・近隣住民に迷惑となるような行為

## 5 事業の期間

協定締結日から令和9年3月31日まで

## 6 事業の実施期間及び時間

営業期間：営業開始日から令和9年3月31日まで

※親水施設（水遊び場）の営業期間は原則として7月1日～8月31日とする

営業時間：原則として午前9時から午後5時まで

（営業時間については、本市との協議により変更は可能）

※営業開始日及び営業日については、提案内容及び本市との協議により決定する

## 7 事業内容

### (1) 事業計画策定

協定締結後、14日（休日等を含む）以内に提案内容に基づき事業計画書を作成し、本市に提出しなければならない。また、事業者は、事業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度本市に変更事業計画書を提出しなければならない。

### (2) 事業の実施

事業実施にあたっては、以下の点に留意して進めること。

- ① 都市公園法第5条に基づく管理許可を申請し、許可を得ること。  
申請期間：事業の期間  
申請面積：金岡公園プール用地 約14,000m<sup>2</sup>  
使用料：免除（市施策の推進に寄与する業務のため）
- ② 事業の実施にあたっては、都市公園法で定める「公園施設」に記載の範囲内にて事業を実施すること。
- ③ 事業の実施に当たり、関連する法令等を遵守すること。また、法令等に基づく手続きは事業者にて行うこと。
- ④ 事業者は、利用者から利用料金を徴収し、自らの収入とすることができる。ただし、売上に対する市への還元率（納付金＝売上×還元率）を企画提案書にて求めるものとする。
- ⑤ 本事業の実施に係る経費（光熱水費を含む）については、事業者の負担とする。ただし、上下水道及び電気使用に関する基本料金については、本市が負担する。また、ガスの使用については、本市の責により追加業務が発生した場合を除き事業者が用意するものとする。
- ⑥ 本事業の実施に当たり、本市と協議の上、実施場所内の本市管理物件について移転（実施場所内に限る。）等を行うことができる。ただし、その費用については、事業者が負担すること。また、災害等により本市が緊急に必要と認めた場合には、事業者は管理物件の移転等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担すること。なお、管理物件を移転等したものについては、事業実施期間終了までに原状回復すること。
- ⑦ 管理区域（実施場所）については常に清潔を保つとともに、その近傍における使用区域（園路、トイレ等）については、本市と協議の上、清掃、除草その他の管理を行うこと。なお、トイレについては、実施場所内に新設の必要はなく、その付近にある既設トイレを使用して構わないが、本市と協議の上、定期的な清掃を行うこと。ただし、その費用については、事業者が負担すること。
- ⑧ トイレ、駐輪場等の使用については、本市と協議すること。
- ⑨ 飛び込みプールを使用する場合、躯体張り出し部等において、使用前にコンクリート部の打診等の点検を実施し、使用に支障となる場合は必要に応じて部分補修等の対策を講じること。ただし、第三者に損害を与えたとき、又は事故が発生した場合は事業者の責任とする。

- ⑩ 飛び込みプールは、消火水槽として利用しており、その付近に屋外露出消火管や消火ポンプを設置しているため、使用する場合は、契約締結後に北消防署と協議すること。ただし、飛び込みプールは常に、水を溜めた状態で使用すること。
- ⑪ 事故、苦情等については、事業者が迅速に対応すること。また、その内容を都度、速やかに本市に報告すること。
- ⑫ 金岡公園は国有地に設置しているため、国又は本市において公共用、公用または国の事業もしくは公益事業の用に供する必要が生じた場合は、協定期間内であっても事業を終了させる場合がある。なお、それにより生じる費用について、原則、本市は負担しない。
- ⑬ 金岡公園は国有地に設置しているため、事業実施場所に新たに施設を設置する場合等は国と協議し了承を得なければならないため、時間を要することがある。
- ⑭ 本事業の実施に当たり、利用者アンケートに協力すること。アンケート内容については、本市と協議して決めること。
- ⑮ 本事業の遂行上知り得た秘密を、他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本事業の終了後も同様とする。
- ⑯ 事業中における天災地変又は盗難等による被害は、事業者の負担とする。
- ⑰ 事業の実施に際し第三者に損害を与えたとき、又は事故が発生した場合は、誠意をもって交渉し、事業者の責により賠償を行うこと。
- ⑱ 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- ⑲ 本事業の実施に当たり、公園利用者及び近隣施設等に迷惑とならないよう対策を講じること。
- ⑳ 本事業の不履行による損害は、全て事業者の負担とする。
- ㉑ 金岡公園内の工事により、水道の断水や電気の停電を行う場合がある。その際は工事の調整等に協力すること。
- ㉒ 金岡公園では毎年大規模イベント（北区交流まつり：11月、市民オリンピック：10月、など）が行われる。また体育施設（体育館、陸上競技場、野球場、テニスコート等）においても大きなイベントが見込まれるため、各イベントの調整など協力すること。
- ㉓ 金岡公園プール内にある備品等（ベンチ・仮設柵・ロッカー等）については、貸与可能とする。なお貸与品については一覧表を作成し、本市と協議を行い了承を得ること。
- ㉔ 本事業の実施期間中に、履行が困難となった場合、本市との協議を経てその措置を決定する。
- ㉕ 再整備工事の着手期間の変更等が発生した場合、本市との協議を経て、実施期間の変更の必要性について決定する。
- ㉖ 本事業の実施については、事業計画書に基づき行うものとするが、利用者のサービス向上に繋がるより良い事業内容に変更したい旨の申し出があった場合、その理由を明確にし、本市の承諾を得た上で事業内容の変更を行うことができる。
- ㉗ 更衣室等には機械警備の警報装置が設置されている。更衣室等の使用時には警報装置を停止させ使用すること。また使用をしない時は警報装置を作動させること。なお警報装置の操作に必要なカードキー及び鍵は実施期間中貸与するものとする。

### (3) 事業の報告

年度毎に以下について報告を行うこと

- ・ 収支状況
- ・ 利用料金の収入状況
- ・ 提案施設の利用状況
- ・ 利用者アンケート結果
- ・ 事故、苦情及び要望等の件数
- ・ 対象施設の状況
- ・ その他、本市と協議の上、必要と認められる事項

### 8 欠格事項

応募書類の受付最終日において、次に該当する団体は、応募を無効とします。なお、応募後においても、次の事項に該当することとなった場合は、失格若しくは指定を取り消すことがあります。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- 2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により市から指定管理者の指定を取消され、その取消の日から 2 年を経過していない団体
- 3) 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- 4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- 5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- 6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）
- 7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手續をしている団体
- 8) 破産者で復権を得ない者
- 9) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）
- 10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
  - ①破産者で復権を得ない者
  - ②法律行為を行う能力を有しない者
  - ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ④市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

金岡公園 全体区域図

